

衆議院内閣委員会ニュース

平成 30. 5. 30 第 196 回国会第 22 号

5 月 30 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

1 特定複合観光施設区域整備法案（内閣提出第 64 号）

- ・石井国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑内容）

神谷昇君（自民）

- ・ I R 整備法案によって実現する日本型 I R とは具体的にはどのようなものなのか、石井国務大臣に伺いたい。
- ・シンガポールではギャンブル等依存症対策に取り組んだことによってギャンブル等依存症が疑われる者の割合が減少したとされているが、実際はどのようなようになったのか、政府に伺いたい。
- ・反社会的勢力がカジノ事業者等に介入しないようにするために、I R 推進本部事務局及びカジノ管理委員会はどのような対策を行うのか、政府に伺いたい。

高木啓君（自民）

- ・ I R の推進には、我が国に不足している M I C E 施設を整備できるという側面とカジノ設置に伴う依存症の増加や犯罪の温床となるという側面の二面性があると考えますが、これについての見解と国民に対する説明について、石井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・会計基準がない中で、カジノ行為粗収益（G G R）をどのように算定するのか、政府に確認したい。
- ・カジノに対して、地方創生に資する新たな税の仕組みを構築すべきとの意見について、政府の見解を伺いたい。

濱村進君（公明）

- ・ I R においてスポーツ施設の設置が可能なのか、政府に確認したい。
- ・カジノ事業に収益性がなければ、その収益を活用した国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に繋がらないが、どのようにしてカジノ事業の収益性を担保していくのか、政府の見解を伺いたい。
- ・ I R の地元の政治状況が変わった場合、区域整備計画認定の要件となっている立地市町村の同意を得られず、計画を更新できない可能性があるが、事業者の

スクを低減する策について政府の見解を伺いたい。

武井俊輔君（自民）

- ・地方に多くの課題を残したいわゆるリゾート法について、政府はどのように総括しているか伺いたい。
- ・本法案に規定されている特定複合観光施設の要件について、地方においてはより柔軟に対応することが重要であると考えますが、石井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・カジノ事業者に対する 30% という納付金の率の高さが国際競争力を確保する上で懸念されるところであるが、石井国務大臣の見解を伺いたい。

福田昭夫君（立憲）

- ・訪日外国人旅行者が増える中、I R 推進の観点から、我が国の観光産業の課題及び I R 推進による効果について、政府に伺いたい。
- ・国際会議場を今後どの程度まで増やしていこうと考えているのか、また、I R に設置する国際会議場の規模について、政府に伺いたい。
- ・本法案第 39 条後段において、カジノ行為について刑法第 185 条及び第 186 条で規定する賭博罪等を適用しないこととした趣旨を石井国務大臣に伺いたい。

山崎誠君（立憲）

- ・ I R の収益についての試算をなぜ公表しないのか、石井国務大臣に伺いたい。
- ・ I R 区域認定等の手続について、公平性、透明性をどのように確保するのか、石井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・訪日外国人旅行者が I R 施設内で観光及び滞在を完結させるのではなく、施設外の観光地を訪れるよう促すべきと考えるが、石井国務大臣の見解を伺いたい。

森田俊和君（国民）

- ・ I Rの設置に際し、市町村議会の議決が必要とされていないが、I Rの周辺住民との信頼関係の構築をどのように図るのか、石井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ 銃器による犯罪への対策についてどのように考えているか、また、事業者や警察との連携をどのように図るのか、政府に伺いたい。
- ・ カジノに係る依存症対策について、政府はどのように進めようとしているのか、石井国務大臣に伺いたい。

塩川鉄也君（共産）

- ・ 世論調査において、「カジノ解禁」に対し反対意見が多く示されている理由についてどのように考えているか、石井国務大臣の見解を伺いたい。
- ・ カジノを中核に据えたI Rを推進することは、本来であれば抑止すべきものであるギャンブルを奨励する

ことになるのではないか、政府の見解を伺いたい。

- ・ 本法案において、民間事業者が私的利益のためにカジノを設置することを認めている点について、政府はどのように説明するのか伺いたい。

浦野靖人君（維新）

- ・ I Rの認定は、I Rを長期にわたり継続的かつ安定的に運営することが担保されていることが条件になるという認識でよいか、政府に伺いたい。
- ・ 区域整備計画の変更は、その認定手続と同様の手続を必要としているが、これは、事業の途中で合意されたことがきちんとなされているかチェックする意味合いで設けられたものかどうか、政府の見解を伺いたい。
- ・ 開業当初のカジノ施設の面積の割合はI R全体の床面積の3%以下となっているが、その後、I R全体の床面積を拡張した場合、それに伴ってカジノ施設の面積も拡張させることができるのか、政府に伺いたい。